

令和元年度やまがたチャレンジ創業応援事業助成金

【募集要領】

県内における新たな企業の創出を促進し、地域経済の発展、安定的な経営、雇用の確保を図るため、新規創業を目指す方へ、創業に要する経費の一部を最大6ヶ月間、助成します。

1 助成金の種類

メニュー名	内容	助成率	助成上限額	
I 一般型※	小規模な事業の創業	補助対象経費の <u>1/2 以内</u>	75 万円	
	①中心商店街 空き店舗活用型	地域の中心商店街内にある空き店舗での創業	+25 万円	
	②U I ターン型	居住地を県外から県内へ移転しての創業	補助対象経費の <u>2/3 以内</u>	+25 万円
	③女性創業型	女性による創業		+25 万円
II 地域課題解決型	地域の課題解決に繋がる創業	補助対象経費の <u>1/2 以内</u>	200 万円	

※一般型を基本とし、①②③の要件に該当するごとに助成上限額を加算する。(最大 150 万円)

※一般型以外に該当した場合は補助率が 2/3 に移行

2 募集の対象となる方、対象となる事業

①【I、一般型】

前年度の本助成金締切日(平成 30 年 7 月 7 日)以降、“新たに”小規模事業者※1(NPO法人および別表:対象外業種は除く)として創業した方、または創業を目指す方で、以下③の要件のすべてに該当する方が対象となります。(令和元年中の創業が確実であること。既創業者は、平成 30 年 7 月 7 日以降の創業であること。)

②【II、地域課題解決型】

今年度の本助成金の募集開始日(令和元年 5 月 10 日(金))以降、“新たに”小規模事業者※1(NPO法人および別表:対象外業種は除く)として創業を目指す方で、地域の課題解決に取り組む事業である方、事業分野は以下参照※2。及び以下③の要件のすべてに該当する方が対象となります。(平成 31 年中の創業が確実であること)

※2 事業分野

1. 地域活性化関連
2. まちづくりの推進
3. 過疎地域等活性化関連
4. 買物弱者支援
5. 地域交通支援
6. 社会教育関連
7. 子育て支援
8. 環境関連
9. 社会福祉関連
10. その他地域の課題解決に資する事業

③【I、II 共通】(創業者の定義は別添「Q&A」を参照ください)

本事業の財源を担う山形県としては、多くの方に助成事業を活用いただきたいとの意向から、本助成金については、国等の同様の助成金・補助金との併用はできないこととしています。(雇用関係等助成金、軽減税率対策補助金、キャッシュレス決済補助金のほか、各市町村の家賃補助なども含みます。)

※1 小規模事業者とは・・・常時使用する従業員数(家族従業員、パートタイマー、法人の役員を除く)が商業、サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下、製造業、建設業等では20人以下の事業。事業形態は法人、個人問わない。

- (1) 創業が確実であり、事業内容の熟度が高いこと。
- (2) 市場や消費者ニーズをとらえたビジネスプランであり、需要や雇用を創出する事業であること。
- (3) 資格が必要な事業の場合、有資格者が経営者(代表者)であること。
- (4) 創業後の主たる事務所・店舗・工場等の事業拠点が県内にあること。
- (5) 創業する事業が、別表:対象外業種に該当していないこと。
- (6) 商工会議所、商工会等の支援を継続して受けていること(受けること)。
- (7) 中心商店街空き店舗活用型の場合、県内の中心商店街に属する空き店舗を活用し創業すること。(商店街への加盟も条件となります。その商店街が中心商店街に該当するかは商工会議所、商工会へお問合せください。)
- (8) UI ターン型の場合、平成 30 年 1 月 1 日以降に居住地を山形県外から山形県内へ移し、創業すること。
- (9) 開業地の商工会議所、商工会の経営指導員等から複数回の指導・支援を受け事業計画書等を作成すること。
(経営指導員等の指導を受けずに申請することはできません。)
- (10) 次の欠格事項に該当しておらず、創業する事業が関係法令または公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。
 - ① 国税または地方税の滞納があるもの。(ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。)
 - ② 山形県または公的金融機関等からの融資(間接融資を含む)等を受け、その債務の履行を怠りまたは滞っているもの。(ただし、県または公的金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く。)
 - ③ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。
 - ④ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの。

(注) 助成金は、融資を受ける際の資金調達先には算入できません。

3 助成対象となる期間と経費

- 助成対象期間は、令和元年(2019)年8月1日(木)～令和2年(2020)年1月31日(金)となります。
- 創業にあたり、準備段階から必要とする経費のうち、次の経費が助成の対象となります。

- (1) 使用目的が「創業に係る経費かつ事業専用の経費」であると明確に特定できる経費で、以下の科目に記載の経費。
- (2) 上記期限内の対価の発生および支払の経費。
- (3) 領収書等、証拠書類によって金額、購入した内容等が確認できるもの。
(その他、経費によっては他に添付資料が必要となるものもあります。)

(科目ごとの内容、支払い例、留意点)

添：請求書、領収書以外に別途書類が必要なもの

経費区分	内 容
創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	司法書士、行政書士等への相談経費、法人設立の登記の代行経費、個人事業の開業・廃業等届出書の作成代行経費、その他法人等設立に必要な経費(ただし、登録免許税、抵当権設定登記費、収入印紙代等は除く。)
人件費	<p>常用従業員、パート、アルバイトの給与・賃金(諸手当を含むことができる)</p> <p>(労働保険等加入義務、労働時間や最低賃金など関係法令を順守した雇用であること。)</p> <p>注)</p> <p>添 ①支払い明細、②源泉徴収票、③源泉税の納付書、④タイムカードまたは出勤簿、⑤雇入通知書または雇用契約書(すべてマイナンバーの記載のないものに限る)</p> <p>対象外 役員報酬、家族従業員給与、従業員の所得税、雇用保険料、社会保険料</p>
店舗等借入費	<p>店舗・事務所・顧客のための駐車場の賃借料・共益費、店舗等の水道光熱費、固定電話、インターネットの通信費、その他店舗等借入・運営に必要な経費</p> <p>(水道光熱費等で対象期間をまたがる場合は日割計算で計上可)</p> <p>注)</p> <p>添 賃貸契約書(家賃、駐車場の場合)、水道光熱費の請求書</p> <p>その他対象 店舗維持のための「除雪費用」</p> <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷金・礼金・仲介手数料、経営者・従業員の通勤用駐車場 ・自己所有の自宅または、賃貸している自宅の一部を事務所や店舗として使用する場合(住居とは独立して第三者からの賃貸の場合のみ対象。) ・携帯電話関連一切、電話・インターネット回線などの契約料、設置費用、工事費 <p>※公共料金等に関しては、クレジット支払でも対象。</p>
リース料	<p>事業運営の上で必要となる設備(コピー機等事務機器、食器洗浄機、券売機、ソフトウェア等)のリース料</p> <p>注)</p> <p>添 リース契約書、設置状況の写真(現物確認を行う場合もあり)</p> <p>その他対象 …店舗マットなども対象</p> <p>対象外 …リース期間終了後の買取代金</p> <p>※この場合、発注先は県内企業の必要があるが、リース契約については県外企業(信販会社等)でも対象。クレジット支払でも対象。</p>
備品費	<p>備品、ソフトウェア等で税込10万円未満のもの(減価償却資産とならないもの)</p> <p>注)</p> <p>対 象 単価が税込で1万円以上10万円未満の事務用品、備品、ソフトウェア等(ただし従業員数や従事度合での判断となる。(例)従業員1名→パソコン5台購入は不可。)</p> <p>対象外 保守料、設置費用(本体以外のもの)</p> <p>添 <u>税込5万円以上</u>のものについては設置状況の写真(現物確認を行う場合もあり)</p>

<p>市場(マーケティング)調査費</p>	<p>調査委託費、資料(専門書等)購入費、その他市場調査に必要な経費</p> <p>注) 資料購入費は、同一書籍を複数部の購入は不可。</p> <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美容室、飲食店などの来客者用の雑誌、新聞等 ・同業他店への体験的支払
<p>旅費</p>	<p>研修会、展示会出展や商談会参加などの国内旅費(公共交通機関に限る)</p> <p>注) 添 その研修会、展示会の内容が確認できる案内および参加したことの証明(受付書、修了証等)の提出が必要。</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車券、新幹線等特別料金、指定席料金等。 ・宿泊費(1名1泊当たり税込1万円上限、ただし宿泊が必要であると認められる場合。) ・レンタカー借上料(商談会、展示会参加等、目的が明確な場合) <p>対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン代 (事業と個人使用の区別が確認できない点、車種により燃費が異なる点、などから不可。) ・新幹線グリーン車料金、航空機のビジネスクラスなど。 ・研修会、展示会、商談会の参加費(自らが出展する展示会費用は「広告宣伝費」にて対象とする)
<p>広告宣伝費</p>	<p>チラシ作成費、パンフレット(会社概要等)作成費、ホームページ作成費および期間内のサイト運営費、展示会出展費用、チラシ等の新聞折込料、ポスティング費用、Web 広告費※1、軽微な看板等店舗広告※2、その他広告宣伝に必要な経費</p> <p>注) ・タウン誌等広告、チラシ折込、web 広告等は対象期間内の「掲載および支払」のものとする。 ・対象期間内の支払であっても、前払い的支払いは対象外。</p> <p>対象・・・開店案内 DM などメール便等の送料。</p> <p>対象外・・・切手、はがき等郵券代。</p> <p>添・・・チラシ等は広告物自体、誌面やホームページはコピー、看板等は設置状況の写真を添付。</p> <p>※1 食ベログ、ぐるなび、hotpepper 等 Web 上で集客を促すもので、月の掲載料のみ対象。</p> <p>添・・・広告掲載の契約書、掲載状況の画面のコピー。</p> <p>※Web 広告費に関してはクレジット支払でも対象。</p> <p>※2 税込10万円未満のもの。(10万円以上のものは「設備費」に該当)</p>
<p>委託費</p>	<p>経理事務等の外部委託費</p> <p>注) ・家賃と同様に、月々定額でかかるランニングコストは、助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限、対象期間内の対価および支払のもの。</p> <p>対象・・・税理士、社会保険労務士の毎月の委託料。</p> <p>対象外・・・決算、申告料、助成金申請費用等。</p> <p>対象外・・・警備保障。</p> <p>添・・・税理士等との委託契約書</p>

設備費	内外装・店舗看板、給排水設備(移転できない設備に限る)
	注) ・設備費に計上できる助成希望額は、助成希望額総額の <u>1/2</u> が上限となる。 添・・・見積り2社以上必要。領収書は総額のを添付。設備写真を添付。
その他	その他、商工会議所会頭が必要と認める経費
	・日本政策公庫の創業関連の融資制度を利用の場合、その支払利息(助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限、対象期間内の支払のもの。) 注)・約定通りの返済が対象となる要件(返済に遅延等あれば対象外) 添・・・返済明細、通帳のコピー

「Q&A」も
参照ください

《対象経費で全般的な注意点》

- ・家賃、駐車場、リース料など月々定額でかかるランニングコストは、助成される月数分(最大6ヶ月分)が上限で、「3 助成対象となる期間」内の対価および支払のもの
- ・国の方向性としてキャッシュレス決済を推奨してはいますが、本助成金の性質上、決済方法については、公共料金等とリース料及び広告宣伝費の Web 広告費を除き、「現金」払い(振込含む)を原則とします。(本助成対象期間に限る)

【経費区分ごとの注意点】

- ・土地、建物など有形固定資産の取得は対象外。
- ・仕入費用(材料、商品等)および直接売上に転嫁されるもの(理美容業のシャンプーなど)は対象外。
- ・接待交際等の飲食、茶菓代は対象外。 ・ 支払の際の振込手数料は対象外。
なお、支払先によっては振込手数料差引での支払可の場合もあるが、その際は、差し引いた額が対象経費となる。
- ・営業権や特許権等工業所有権などの無形固定資産の取得は対象外。
- ・公共料金の督促手数料、リース料金の延滞手数料等、本体・対価以外の部分は対象外。
- ・設置、設定費用、保守料、保証料など本体以外の部分は対象外。
- ・物品購入では中古品は対象外。(市場価格がわかるもの、適正価格なもののみ対象)
- ・購入する物品(サービス)を通常より取り扱っており、その業を営んでいることが「明確な」事業者からの購入。

4 募集期間・提出先

※申請受付は2段階となります。申請書類の提出のみでは受付できません。

以下①期限まで書類を全て提出いただき、かつ商工会議所、商工会の複数回の指導を受ける必要があります。もちろん、①の期限前に申請を行いながら同時に指導も受けることも可能です。

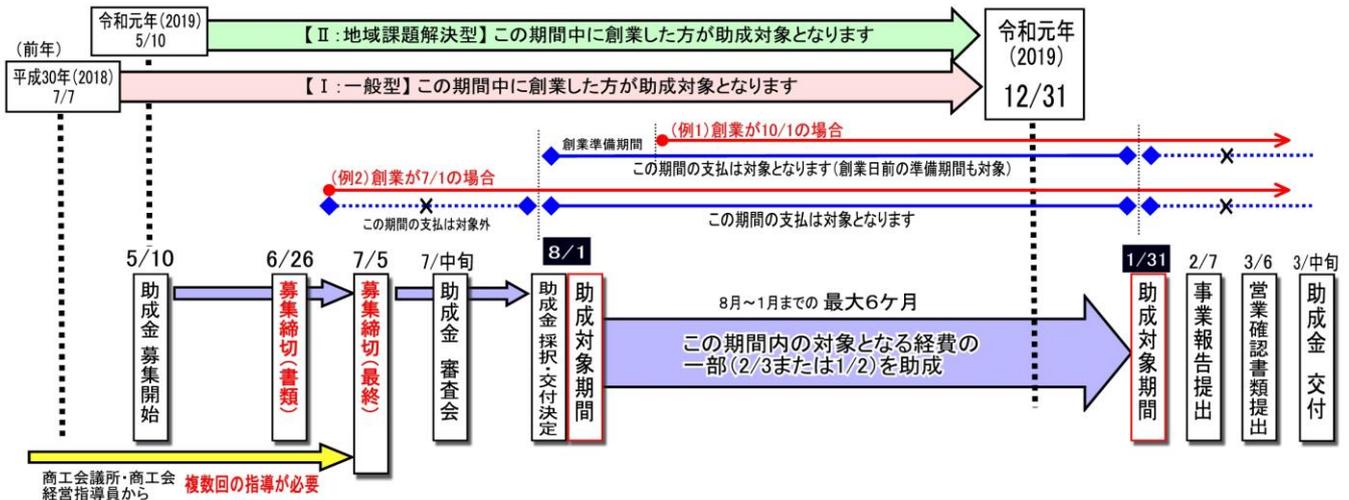
(要は書類を提出するだけでは受理要件とならないということです。)

	募集開始	募集締切
①書類受付 申請書類が揃っていれば受付いたします。	令和元年(2019年) 5月10日(金)	6月26日(水) 17:00 必着
②最終受付 ①締め切り前に商工会議所、商工会の複数回支援を受けていない方へのフォロー期間。		7月5日(金) 17:00 支援完了分まで

●提出先・・・開業予定地の商工会議所、商工会 (P6 参照)

- (お願い) ・商工会議所、商工会からの「複数回の指導」が要件となりますので、早期の相談をお願いします。
- ・書類提出、相談の際は、電話等で「事前アポイント」をお願いいたします。
 - ・受付(相談)時間は、平日 9:00~11:00 13:00~17:00 内(時間厳守)となります。
 - ・必ず創業者(代表者)が相談をすること。(金融機関、士業、コンサルの代行は不可です。)

申請～助成金交付までの流れ



5 提出書類

(1) 提出書類は Windows 版 Word、Excel ファイル となっております。

やまがたチャレンジ創業ホームページよりダウンロードし、ファイルに入力の上、印刷し提出ください。

(<http://www.yamagata-cci.or.jp/sogyo-ouen/>)

※マック版の場合、事務局で開けない場合、また、書式が崩れて印刷できない場合がありますので、必ず上記のもので作成ください。

(2) 書類の様式は、以下は証明等でヨコのものを除き、「A4 タテ 片面刷り」で提出ください。

(モノクロ、カラーは問いませんが、以下の(3)⑦はカラーが望ましいです)

(3) 提出する書類をすべてコピーいただき保管ください。(審査会へもご持参ください)

- ① 「創業支援事業に係る事業計画書(様式1)」
- ② 「事業計画概要書(別紙1)」
- ③ 「助成事業費内訳書(総括表)(別紙2)、経費区分ごと詳細(別紙2-2)」
- ④ 「誓約書(別紙3)」
- ⑤ 事業を行うにあたり必要となる許認可(コピー)、開業届(コピー)、法人の登記簿謄本等 ※
※既に創業している場合は提出必要。開業届は税務署の受付印があるものの写し。
- ⑥ 直近の市県民税課税証明、市県民税・国税の納税証明、住民票
- ⑦ 事業を行う場所の地図、パンフレット、製品カタログ等参考資料
- ⑧ その他商工会議所会頭が必要と認める書類

は3ヶ月以内発行のもの

(詳しくは「チェックシート」にて確認ください)

6 審査方法

複数名の審査委員による、申請書類を基にした書類による「一次審査」、書類と申請者からのプレゼンテーションによる「二次審査」を行います。審査会は7月中旬に県内4会場(山形市、米沢市、鶴岡市、天童市)で開催を予定しており申請者には改めてご案内いたします。

(二次審査は創業者(経営者)1名のみ、他の方の同席はできません。出席できない場合は審査の対象から除外となります。)※審査会当日の追加資料は認めておりません。

7 採択の決定について

- ・審査会による採択結果については、7月下旬頃に書面にて通知します。
- ・採択結果は山形県およびチャレンジ創業、商工会議所等のホームページに公開となります。
- ・採択者には、後日、「採択者説明会」にて助成金の留意事項や報告書について説明します。(参加必須です)

8 事業報告、助成金の支払について（報告書類の提出先は、開業地の商工会議所、商工会となります。）

①助成期間終了後 10 日以内、または **2月7日**のいずれか早い期日に「別紙5:創業支援事業に係る事業報告書」と証憑(領収書等の写し)等の提出が必要となります。

(報告書は Windows 版エクセルでの作成・印刷、データの提出が必須となります。)

②**3月6日**までに営業確認書類として以下の書類も提出が必要となります。

【**個人事業**】令和元年分確定申告書、決算書(青色申告)、収支内訳書(白色申告)の写し(税務署受領印のあるもの)

【**法人**】決算書および令和 2 年 1 月までの試算表。決算を終えていない場合、令和 2 年 1 月までの試算表。

以上の報告内容を精査し、適正支出と認められた場合、指定口座に一括で助成金を振込みます。

助成金は、精算払い(後払い)となります。対象外経費があった場合など、採択金額を下回る場合があります。

(支払額の上限は採択金額です。)

※助成金は、経理上、交付を受けた事業年度における「収益」として計上することになりますので法人税等の課税対象となります。(個人事業は売上収入の雑収入、法人は営業外収益、に計上)

※地域課題解決型に採択された事業者は、採択後 5 年間、上記②の書類を提出及び必要事項を報告していただきます。

※採択者は助成期間内に商工会議所、商工会への入会、中心商店街空き店舗活用型採択者は商店街(会)への加盟を完了ください。なお、継続して支援を受けることが要件となります。

9 書類提出、お問い合わせ、相談先

山形商工会議所(TEL 023-622-4666)／酒田商工会議所(TEL 0234-22-9311)／鶴岡商工会議所(TEL 0235-24-7711)／米沢商工会議所(TEL 0238-21-5111)／新庄商工会議所(TEL 0233-22-6855)／長井商工会議所(TEL 0238-84-5394)／天童商工会議所(TEL 023-654-3511)

山形県商工会連合会(TEL 050-3540-7211)

上山市商工会(TEL 023-672-2057)／山辺町商工会(TEL 023-664-5939)／中山町商工会(TEL 023-662-2207)／村山市商工会(TEL 0237-55-4311)／東根市商工会(TEL 0237-43-1212)／尾花沢市商工会(TEL 0237-22-0128)／大石田町商工会(TEL 0237-35-2131)／寒河江市商工会(TEL 0237-86-1211)／河北町商工会(TEL 0237-73-2122)／西川町商工会(TEL 0237-74-3135)／朝日町商工会(TEL 0237-67-2207)／大江町商工会(TEL 0237-62-4128)／もがみ南部商工会 最上事務所(TEL 0233-43-2184)・舟形事務所(TEL 0233-32-2242)・大蔵事務所(TEL 0233-75-2162)／もがみ北部商工会 真室川事務所(TEL 0233-62-2347)・金山事務所(TEL 0233-52-2349)・鮭川事務所(TEL 0233-55-2032)・戸沢事務所(TEL 0233-72-2665)／南陽市商工会(TEL 0238-40-3232)／高畠町商工会(TEL 0238-52-0576)／川西町商工会(TEL 0238-46-2020)／小国町商工会(TEL 0238-62-4146)／白鷹町商工会(TEL 0238-85-0055)／飯豊町商工会(TEL 0238-72-3000)／庄内町商工会(TEL 0234-42-2556)・立川支所(TEL 0234-56-2219)／出羽商工会(TEL 0235-33-2117)・藤島支所(TEL 0235-64-2130)・三川支所(TEL 0235-66-3795)・羽黒支所(TEL 0235-62-4252)・櫛引支所(TEL 0235-57-2833)・朝日支所(TEL 0235-53-3580)・朝日支所(TEL 0235-53-3580)・温海支所(TEL 0235-43-2411)／遊佐町商工会(TEL 0234-72-4422)／酒田ふれあい商工会(TEL 0234-52-3012)

別表（対象外業種）

平成 25 年 10 月改訂「日本標準産業分類」における、下記産業分類に該当する業種を補助対象外とする。

大分類		中分類		小分類	
A	農業、林業		全業種		
B	漁業		全業種		
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業 (有線放送業を除く)
J	金融業、保険業		全業種		
L	学術研究，専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）	720	管理、補助的経済活動を行う事業所
				721	法律事務所、特許事務所
				722	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
				723	行政書士事務所
				724	公認会計士事務所、税理士事務所
				725	社会保険労務士事務所
				727	著述・芸術家業
				728	経営コンサルタント、純粋持ち株式会社
729	その他の専門サービス業				
O	教育，学習支援業	81	学校教育		全業種
		82	その他の教育，学習支援業	820	管理，補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業・教育支援施設
				829	他に分類されない教育，学習支援業
P	医療，福祉	83	医療業	830	管理，補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所
				834	助産・看護業
		84	保健衛生		全業種
		85	社会保険・社会福祉・介護事業		全業種
		R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体
94	宗教				全業種
95	その他のサービス業				全業種
96	外国公務				全業種
S	公務		全業種		
T	分類不能の産業		全業種		